

関係各位

東京港地区における税関官署の開庁時間外の通関処理について

本年4月1日より、大井出張所にAir - NACCSが導入され、同出張所においてAir - NACCSの貨物情報を有する航空貨物を取り扱うこととなります。

東京港地区における税関手続きを引き続き円滑に行うため、当該地区における税関官署の開庁時間外の通関処理に関しまして下記のとおり取りまとめましたので、ご協力方よろしくお願いいたします。

記

1. 本関特別通関部門（以下「特別通関部門」といいます。）への申告

東京港地区に蔵置されている海上貨物及び大井出張所の管轄区域に蔵置されている航空貨物に係る特別通関部門への申告は、開庁時間外に行われる申告が対象となります。ただし、開庁時間内であっても申告貨物の搬入時間等が開庁時間外となる輸入予備申告及び搬入前輸出申告については特別通関部門への申告が可能です。

この場合、NACCSによる申告は以下のとおり行ってください。

- ・あて先官署コード：1A
- ・あて先部門コード：88（Sea - NACCSによる申告）
55（Air - NACCSによる申告・大額）
77（Air - NACCSによる申告・少額）
- ・申告先種別コード：T（特別通関貨物）

2. 通関部門に行った申告のうち、審査終了が開庁時間外となる申告

(1) 受理官署において継続して対応する場合

通関部門が受理した申告は、原則、受理部門で対応することとなりますので、あらかじめ受理部門に申し出た上、NACCS又は書面により「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」を提出願います。

本関通関部門が受理した申告は、上記届出書の提出は不要です。

(2) 特別通関部門へ引き継ぐ場合

単に書類の提出待ちや貨物の搬入待ち等、単純な確認のために審査終了が開庁時間外となる場合は、特別通関部門へ引き継ぐことが可能ですので、特別通関部門による処理を希望される際には必ず開庁時間内に受理部門へその旨申し出て下さい（芝浦出張所及び大井出張所で受理した申告は申告撤回の手続が必要です。なお本関通関部門で受理した申告はそのまま引き継ぎますので、あて先部門コード等の変更は不要です。）

なお、事前申出により申告撤回手続が行われない場合、特別通関部門でその後の処理を行うことができませんのでご留意願います。

3. 特別通関部門への事前連絡等

東京港地区に蔵置されている海上貨物及び大井出張所の管轄区域に蔵置されている航空貨物に係る申告が、開庁時間外に特別通関部門あてに行われる場合には、当該部門において円滑な通関処理が行えるよう、事前の連絡及び輸入予備申告の活用をお願いしているところですが、引き続きご協力方よろしくお願いいたします。

4. 貨物の引取りを急ぐ場合の事前相談等

貨物の引取りを急ぐ場合は、申告官署に事前に相談下さいますようお願いいたします。
また、通関手続きに際しましては、可能な範囲で早めの申告をお願いいたします。

【問合せ先】

NACCS種別等		問合せ先	電話番号
Sea	輸入	業務部通関総括第1部門	03-3599-6337
	輸出	業務部通関総括第4部門	03-3599-6341
Air	輸出入	業務部航空総括部門	03-3599-6524
本関あて申告	輸出入	業務部通関総括第5部門	03-3599-6318